
第49号 2010年12月25日

税制懇ニュース

発行所

全国税制懇話会

〒169 東京都新宿区百人町 1-16-18
-0073 センチュリービル 2F

東京税財政研究センター内

☎03(3360)3871 FAX03(3360)3870

「ちゅら海」を満喫しながら勉強しませんか？

2011年 春季研究集会・第23回総会

来年6月5～6日（日、月） 「ザ・ビーチタワー沖縄」で開催

2011年度春季全国研究集会・第23回総会は、2003年の「恩納」以来、8年ぶりの沖縄県での開催となります。場所は、北谷町のホテル「ザ・ビーチタワー沖縄」。24階建ホテルの眼前には「ちゅら海」が広がり、素晴らしい眺望の中での「勉強会」になります。ほぼ内容が固まりましたので、航空券購入等の都合も考え、早めに開催概要をお知らせします。ぜひ、スケジュールに入れておいてください。



地元からのメッセージ

会場の「ザ・ビーチタワー沖縄」のある北谷町（チャクジョウ）美浜は、沖縄本島中部に位置し、「ハンビー飛行場」という米軍基地跡にできた街。前方に広がる海は、さる沖縄戦で米軍の上陸地となったところ。北方すぐ近くに極東最大の嘉手納米軍基地がある。ひょっとしたら、「貴重？」な爆音体験ができるかも？でも、ホテルから眺める海は最高。全国のみなさん、一人でも多数のご参加をお待ちしています。（沖縄ブロック・高良正一）

空港からホテルまでのアクセス

◎路線バス（120番・名護行きに乗車、「軍病院前」で下車、徒歩10分余、所要時間約1時間）※ 徒歩は「観覧車」を目印に歩く【ダイヤ】平日も休日も同じ

9:15、9:40、10:05、10:30、11:00

11:30、12:00、12:30

◎空港からリムジンバスもあるが、午後からの3本のみなので省略。

メイン講師は山本守之先生

開催概要

【日時】2011年6月5日（月）～6日（火）

開始 第1日目 13時

終了 第2日目 12時

【場所】「ザ・ビーチタワー沖縄」TEL098-921-7711

〒904-0115

沖縄県中頭郡北谷町字美浜 8-6

アクセス：那覇空港より路線バスあり（詳細は、別掲「地元からのメッセージ」にて）。

【日程・内容】

* 第一日目

13:00～17:00 研究集会

講演：山本守之先生

「平成23年度税制改正ほか」

報告：全国税労働組合「税務の現場から」

18:00～20:30 交流会（懇親会）

（4ページ下段に続く）

目立つ「義務」の強化 徴収手続上の権利は全く無視

いったい 誰のための権利憲章か

政府は、昨年12月の税制改革大綱において、「納税者権利憲章（仮称）」の制定を決定し、その後税制調査会において議論を行ってきたところ、本年12月16日に「平成23年度税制改革大綱」（以下「大綱」という）が閣議決定され、具体化の運びとなりました。

税制懇としては、TCフォーラム（納税者権利憲章をつくる会）や東京税財政研究センターなどの取組みを通じて、国会陳情、意見書・申入れ書など対応してきましたが、決定された納税者権利憲章の内容は、PT報告書等ですでに明らかにされてきたとおり、納税者に対する新たな義務の体系化と課税庁の権限の強化策が露骨に表明されるものとなっており、きわめて不適当な内容であることに、率直に危惧の念を持たざるを得ません。

このような観点に立って、納税者権利憲章の制定に関する現時点における動きをとらえると、次のような問題点が指摘できます。

1. 行政手続法の適用

国税通則法第74条の2は、一般法である行政手続法の規定の多くを適用除外としています。租税行政に関しても、原則として行政手続法を適用し、同条は廃止すべきです。

2. 租税確定手続

(1) 税務調査の事前通知

事前通知の明文規定を置き、その通知は文書で14日前など一定期間前の通知を課税庁に義務付け、変更可能なものとすべきです。「大綱」は、事前通知を行わない例外を認めようとしており、広く不通知を認めることになりかねません。事前通知の例外を認めるとしても、通達ではなく法律に典型的支障例を限定列挙して要件の明確化を図るべきです。

(2) 調査理由の開示

「大綱」は、調査理由の開示については触れておらず、事前通知の内容として「調査の目的」を記載することとしているにとどまる。その例示が

「〇年分の所得税の申告内容等の確認等」として、いるような、具体性のない記述では調査目的としても不明瞭ですが、調査理由としてはその必要性が示されておらず理由開示とは到底いえません。納税者が税務調査の必要性が判断できる程度の合理的理由を示すことを義務付けるべきです。

(3) 反面調査の制限

納税者本人の調査を行う前の反面調査は禁止し、本人調査による資料収集が不十分な場合に限定する規定を置くべきです。したがって、反面調査を行う場合は、反面先への事前通知はもとより、納税者本人への事前通知を行うこととすべきです。

(4) 質問検査の範囲の明確化

「大綱」は、当該職員の質問検査権の範囲を拡大し、「質問」「検査」に加え、新たに「帳簿書類その他の物件（その写しを含む。）」の「提示」及び「提出」を求めることができることとしています。これは、課税庁の権限強化を企図するものであり、納税者の権利保障を議論するに際して、納税者に新たな義務を課すのは不適切であって、その検討については慎重の上にも慎重でなければなりません。

(5) 調査終了の通知

調査終了時の手続きについて「大綱」は、行政実務上の慣行をそのまま法制化しようとしています。この慣行は、本来税務調査手続について明確なルールを法制化すべきであるところ、政府部内の行政監察結果等に基づく行政側における暫定的な運用措置なのであって、あらためて制度設計がなされなければなりません。

(6) 申告是認の通知

「大綱」は、「更正・決定等すべきと認められない場合」において、「納税者に対して『その時点で更正・決定等をすべきと認められない』旨を記載した通知書」を交付するとするが、税務調査は納税者の申告に対する何らかの疑念・疑問に基づいて選定されるのであるから、調査終了に際して当初申告が是認されるべきときは、「申告是認通知書」を交付すべきです。また、再調査は禁止

されなければなりません。

(7) 納税者の負担軽減

税務調査において、課税庁に帰属すべき資料等の作成・複写等に係る費用負担について、課税庁が負担する原則を法律に明記し、納税者に金銭的負担をかけさせないこととすべきです。また、異常に長い調査期間となる場合には、少なくとも課税庁に調査期間短縮の努力義務を課すべきです。

(8) 調査年分・年度数の法定化

現行法には、税務調査の遡及年数の定めがありません。実務上は、更正・決定の期間制限（除斥期間）にあわせて行われていますが、更正の請求の期間の延長にかかわって、自動的に調査遡及年数が延長されることのないよう、一般の任意調査は3年を限度とするなど法律により制限すべきです。国税通則法の期間制限の規定は、課税処分がいつまでもできることになっては納税者の地位を著しく不安定にするので妥当ではないことから設けられているものです。

3. 納税者権利救済手続

(1) 不利益処分を行う場合の理由附記

課税庁が、更正・決定等の処分を行うに当たっては、あらかじめ、根拠法令や処分基準を書面で納税者に知らせることを法律上明記し、すべての更正・決定等の通知書には処分理由を附記することを課税庁に義務付けるべきです。「大綱」が、すべての処分について原則として理由附記を実施するとしながら、いわゆる白色申告者について記帳義務・記録保存義務を一般的に課し、理由附記内容もその記帳等の程度に応じてスライドしているのは、制度改革の目的を誤っています。

(2) 更正の請求期間の延長

更正の請求は、法定申告期限から1年間に制限されているのは、納税者にとって厳しい制約であること、他方、税務署長の職権による更正処分は5年間可能であることから対等性が問題視されてきました。「大綱」は、これを5年に延長するとしているのは納税者の権利拡充の観点から妥当です。しかし、これにあわせて増額更正の期間制限を3年から5年に延長させるとしていますが、この3年の期間制限はシャープ勧告以来のものであって、これまでこれが維持されたには伸長させる理由が存しなかったからであり、今日においてもその理由は乏しい。更正の請求期間の延長に際して

同じ5年にあわせなければならない理由はないから、調査の遡及年数とも関係する以上、これは3年を維持すべきです。

(3) 不服申立制度の改革

「大綱」は、国税不服審判所の改革に関しては内閣府の行政救済制度検討チームの来年以降本格化する議論の方向性に委ねようとしています。その上で、①不服申立期間の2月の期間制限を延長の方向、②証拠書類の閲覧・謄写の範囲については拡大する方向、③不服申立前置は2段階の現行制度を抜本的に見直す方向を示して、検討課題として実施を先送りしています。不服申立前置主義についてはこれを廃止し、異議申立て、審査請求、または訴訟を提起するかは納税者の選択に委ねる制度とすべきです。

また、国税不服審判所の組織改革について、PT報告書は国税不服審判官の外部登用を拡大しているが、いっそう独立性を保障する機構の抜本的見直しが求められます。

課税と徴収は車の両輪

徴収手続の欠落は不当

4. 徴収手続における納税者の権利保障

「大綱」は、徴収手続における適正手続きの保障についてまったく触れていません。本来、課税手続と徴収手続は税務手続面においては車の両輪ですが、徴収手続面における納税者の権利規定が欠落しているのは、片手落ちというべきです。

納税者の実情をかえりみない処分事例が多発し、その結果、悲惨な事例が各地で散見されるに至っています。こうした中で、いま、徴収手続面で求められるのは、生存権の保障を明確にすることです。いかなる事態の中においても、とにかく「生きる」権利が認められる必要があります。

したがって、徴収手続に関する規定を設けるとともに、最低、納税者は、徴収手続にかかるあらゆる場面において、①生存権を侵されないこと、②誠実な納税者と推定され、生活と経営の現況及び実情の範囲を超えて、納税義務の履行を強制されないこと、この二点が書き込まれるべきです。

2010年9月（前号掲載）以降の新入会員はありません。

2010 年税制懇秋季研究集会・全国理事会

犬山温泉「迎帆楼」に81名が集い 内容豊かな実践報告等を学ぶ

南山大学准教授・豊島明子先生が「地域主権改革でいま、何が問われているか」を講演

2010 年税制懇秋季研究集会・全国理事会は、10月17日(日)～18日(月)にかけて犬山市「迎帆楼」にて、全国から81名が集い、学習と交流を行いました。

初日のメイン講演は、南山大学総合政策学部・豊島明子准教授の「地域主権改革でいま、何が問われているか」。冒頭、豊島先生は、住民自治の基本理念について、「そもそも地方自治の存在理由は、住民の人権保障にある。そのためには、その地域の住民自治と、その地域自体の団体自治が達成されることが必要」と強調。「新鮮でうなづける内容でした」との感想も。

次いで、小田川豊作会員(東京)の「特別報告—中小企業が活用できるグループ法人税制」がありました。新しい制度である「グループ税制」を、「活用する」という視点で研究を進めているという点で、先駆的な講演だったと思います。

初日の夜は、夕食を兼ねた恒例の交流会。全国各地から参加した仲間が、ブロックごとに自己紹介やらスピーチで盛り上がりました。

二日目は、先ず、東海ブロックの川崎隆也・中村拓己両会員による「北歐三国税制視察報告」からスタート。次いで、会員の実践報告として、東京の本川國男、岡田俊明両会員による「3年越しの杜撰な調査結果を断念させる」と題した事例、近畿からは引田英司会員による「査察崩れ事案—岸和田事件」と題した報告が。いずれも、示唆に富んだ内容で、実務の参考になるものでした。

研究集会参加者には、豊島先生および小田川会員が講演したレジュメ、各ブロックの事例報告、

(1ページから)

* 第二日目

9:00～11:00 研究集会

実践報告 各ブロックから

11:00～12:00 第23回総会

【参加費】 19,000円



講演する豊島明子先生

北歐三国の視察報告などを収録した貴重な資料集が配られました。

興味津々！ベトナムの税務・実務視察 ハノイ、ホーチミン7日間

期間：2011年6月12日(日)～18日(土)

費用：16万円(共通経費1万円を含む)

税制懇は20年前より、2年に一度の海外研修を実施し本年も6月に、「北歐3国海外研修」を実施しました。6年前より中国・ロシア・中国と過去3回にわたり「実践・実務・研修」ということで2年の間々に経済発展国の視察を実施してきました。

来年は、同封の「ご案内」のとおり6月12日より実践「ベトナム税務行政視察・ハノイ、ホーチミン7日間」を計画しました。

定員は15名で添乗員同行です。費用は共益費込みで16万円と割安で企画しました。ベトナムは、社会主義建設の途上にあり、めざましい経済発展を続けています。ベトナム戦争のあと、この国はいまどのように進化しているのか、税制や税務行政はもちろんのこと大変興味深いものがあります。

定員が充足次第締め切らなければなりません。(最近の団体旅行は員数が厳しいので) 同封の参加申込書にて、是非早めにお申込をお願い致します。